

○厚生労働省告示第一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき、薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年一月七日

厚生労働大臣 細川 律夫

別表第一中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加え、同号を同表第二号とし、同表中第五号を削り、第六号を第三号とし、第七号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号中「トリアムシノロンアセトニド」の下に「。ただし、口腔用軟膏に限る。」を加え、同号を同表第十号とし、同表中第十四号を第十一号とし、第十五号から第十九号までを三号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十七号とする。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百四十五号を第二百四十九号とし、第二百三十三号から第二百四十四号までを四号ずつ繰り下げ、第二百三十二号を第二百三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二百三十六 ラノコナゾール

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第二百三十一号を第二百三十四号とし、第二百三十四号から第

二百三十号までを三号ずつ繰り下げ、第百三十三号を第百三十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十六 トリアムシノロンアセトニド。ただし、口腔^{くわう}内貼付剤に限る。

別表第三無機薬品及び有機薬品の項中第百三十二号を第百三十四号とし、第六十二号から第百三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六十一号中「。ただし、貼付^{ちよう}剤を除く。」を削り、同号を同項第六十三号とし、同項第六十号中「点鼻剤」の下に「及び内用剤」を加え、同号を同項第六十二号とし、同項中第五十九号を第六十一号とし、第四号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 アゼラスチン

五 アデノシン三リン酸